

# プノンペン日本人学校 スクールバス・ハンドブック

## 2020 年度 第 1 版

### ■はじめに

本ハンドブックは、バスにご乗車いただくための必要最低限のご説明となります。ご不明な点がある場合は、バス事務局までお問い合わせ下さい。

### ■意義・範囲について

- 1) スクールバスは、本来個々に通学する児童生徒が、より安全、より確実に集団で通学できるように、バス会員の保護者の責任と負担のもとに運行されます。
- 2) スクールバスに乗車出来る者は、a) 日本人学校に通学中であること、且つ b) 保護者がバス事務局の定める諸ルールに全面的に賛同する者、となります。
- 3) 登下校中において発生した事故およびバス運行中に発生した事故については、その原因の如何問わず、その責任を本局、PTA、学校に対して追及出来ません。
- 4) 規程の改廃は、プノンペン日本人学校バス会で起案し、その審議を経て、決裁いたします。本会で事項が可決された場合、欠席者については、本会の意向に一任することとなります。

### ■スクールバス利用の決まりについて 児童生徒の皆さんへ

- 1) バスに乗る前に・・・
  - 1 トイレは、必ず済ませておきましょう。
  - 2 忘れ物がないか、確認しましょう。(出発したら、バスは引き返せません。)
  - 3 バス出発時間の 10 分前に集合しましょう。(交通渋滞も考えられるので、出発予定時間前でも集合していれば、発車します。)

4 運転手さん・バスマザーさん・警備員さんに大きな声で挨拶をしましょう。

5 集合場所では、他の人の迷惑にならないよう、静かに待ちましょう。

## 2)バスの中では・・・

1 バスに乗ったら、席にすぐつき、きちんとシートベルトを締めましょう。

2 荷物は、膝の上、もしくは足元に置きましょう。荷物が多いときは、バスマザーさんに預けることができます。

3 車内で、食べ物は口に出来ません。(水分補給は可とします。)

4 運転手さんの隣席・バスマザーさんの席に座ってはいけません。

5 バスが動いているときは、席を立ってはいけません。

6 窓から手や顔を出さないように、窓は閉めておきましょう。

7 車内を汚したり、傷つけたりしてはいけません。(場合によっては、お金を払ってもらうこともあります。)

8 大きな声を出したり、ものを振り回したり、他の人の迷惑になることはやめましょう。(鉛筆やはさみなどの先が尖ったものは、危険なので出してはいけません。)

9 後ろの人の迷惑になるので、背もたれを倒してはいけません。

10 バスマザーさんの注意は、必ず聞きましょう。

11 気分が悪くなったり、あやまってケガをしたときは、すぐにバスマザーさんに知らせましょう。

12 バスの中で遊べる道具は、折り紙、読書の本等、学校に持参して良いもののみとします。

## 3)バスを降りるときは・・・

1 自分の座席に忘れ物がないか、確認しましょう。(忘れ物の問い合わせは3ページ目)

2 降りるときも、しっかり挨拶をしましょう。

3 道路を渡る必要があるときなどは、必ずバスマザーさんに付き添ってもらいましょう。

## 保護者の皆さんへ

スクールバスは、子どもたちの安全を第一に考え運行していますので、各ご家庭でも、子どもたちに対しての安全指導とその確認を行って頂きますよう、お願いします。

## 1)朝の送り出し・・・

1 保護者、又は学校とバス事務局に連絡済みの代理人は、登校時、児童生徒が出発予定時間に遅れることのないように、10分前には、集合場所に集まることとします。

\*交通渋滞も予測できるため、出発予定時間前でも全員が集めた場合は、バスを出発させます。

2 児童生徒が欠席する場合について

事前に不乗車が分かっている場合は、メールにてバス会にご連絡ください。メールでの連絡締め切りは前週水曜日の15時です。当日の場合は、直接バスマザーに欠席することを伝えてください。

3 児童生徒が遅刻する場合も、欠席のときと同じく、保護者が直接バスマザーに欠席の旨をご連絡ください。

4 バスへの乗車は、各自指定の集合場所のみとします。また原則として、各自指定のバス以外は乗車できません。

## 2) 帰りの迎え入れ・・・

1 登校時と同じく、保護者又は代理人は、バス到着時間に遅れることのないように、10分前には指定の集合場所に集まることとします。

2 各自指定のバス停以外での児童生徒の降車はできません。また、原則として各自指定のバス以外には乗車できません。

3 児童生徒がバスに損傷を与えた場合、実費弁償とします。

4 保護者代理人が迎え入れをする場合

学校入校証に代理人の写真を添付の上、迎え入れの際には代理人に携帯させてください。学校入校証を携帯していない代理人には原則、引き渡しを行いません。

5 迎え入れ体制の選択

保護者および代理人の迎え入れが無い場合を要保護とし、事前にバス委員へ申告します。

要保護の場合...バスマザーが保護者および代理人に電話連絡をします。また、発予定時刻までにお

迎えが無い場合は最終停留所まで児童生徒を乗車させ迎え入れがあるまでバス内で保護します。

## 3) バスマザー代行

バスマザーが当日欠勤になり代理を立てられない場合、保護者が当番制でバスに乗車します。

当番は学期の始めにグループを割り振り、グループ内で相談をし当番の前週に割り振り表をLINEグループで共有します。

## ■ バス会員連絡方法について

バス会は連絡網として、今後もLINEを使用します。使用目的は、バスの遅延、バスマザー欠勤時のバスマザー代行の募集などです。発信元はバス会事務局からとし、バス会員からの個人的な連絡は、今まで通りバス会メールにてお願いします。学校出発後の運行状況についての確認が必要な場合は、直接各号車のバスマザーの携帯電話にお問い合わせください。

## ■ バスルート、停車場所について

バスルート、停車場所については、バス事務局がバス会社・学校と相談の上、バス事務局での判断のもと設定します。バスルートの変更、停車場所の増設等においても、同様の扱いとします。※2018年1月にバス会の承認を

もってバス停留所は増やさず現行を維持する事で合意し、19年度もこの意向を引き継ぎました。しかし本年度からは要望があれば検討していきます。ただし、バス乗車時間がかかりすぎたり、停車場所が安全ではない場合など希望に添えない場合もあります。降車場所の変更は受け付けます。(この降車場所は次回のルート変更時期まで変更できませんのでご了承ください。)

新規申し込み、および引越し、降車場所の変更は、原則月1回とします。毎月25日を申し込み締切日とし、翌月の初登校日から新ルートで運行します。ルート変更までの期間中は変更前のバス停まで送り出しと迎え入れを行なってください。

### ■個人情報の取り扱いについて

全てのバス利用者は、電話番号・住所等の個人情報をバス会、学校、およびバス運営関係者のみに限定して公開することに同意します。第三者への情報の公開については、事務局へご連絡ください。外部に漏洩しないようデータの取り扱いには十分に注意してください。

### ■バス代の支払いについて

- 1) 集金は原則3カ月ごととし、希望者は月払いも可能とします。金額・集金方法についてはバス事務局よりメールにてお知らせします。
- 2) 金額は、バス利用料、諸経費、バス乗車利用者数から算出するため変動します。
- 3) 1回のみ乗車でも、1ヶ月単位の金額の徴収とします。

### ■お問い合わせ先

- 1) バス事務局へのお問い合わせは、[jsppschoolbus@gmail.com](mailto:jsppschoolbus@gmail.com) までお願いします。
- 2) 車内の忘れ物につきましては、各自、学校事務室経由で確認をお願いします。

プノンペン日本人学校:092-882-140 [jsppcambodia@gmail.com](mailto:jsppcambodia@gmail.com)